

5 地域をつなげる

(地域コミュニティ、自然環境、安全安心分野)

5-1 地域コミュニティの充実

○ 現状と課題

少子高齢化や生活様式の都市化を背景として、町民相互の交流機会の減少や連帯感の希薄化が進展しています。自治会・行政区等の地域コミュニティによる地域活性化を図る取り組みにより、地域のつながりの大切さを見直す気運は高まっているものの、地域全体の高齢化が進み、地域コミュニティでの役割を負担に感じて、自治会・行政区を退会する世帯が増加しています。自治会・行政区の加入者の減少に伴う活動の停滞が危惧されています。

自然災害が多発する現在、顔の見える地域での活動や助け合いが重要になってきています。有事の際の助け合いも含め、地域の課題を地域自らの手で解決できるように、活動の維持・活性化及び負担の軽減が今後の課題です。

○ 方針

- ・ 自治会、行政区等の地域コミュニティの活性化を図る取り組みについて支援するとともに、地域が連携し、人と人がつながり続けるコミュニティの形成を図ります。
- ・ 自治会、行政区等の地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

5-1-1 地域コミュニティの充実

○ 目標

- ・ 地域コミュニティの維持と活性化

地域コミュニティの維持のため、アンケート調査等により地域の現状調査を行います。調査結果を踏まえ、自治会等と連携し、自治会・行政区加入者の負担軽減に取り組みます。

地域の助けを必要とする世帯と地域コミュニティのつながりを継続させるための取り組みを支援します。

地域コミュニティの活性化のため、地域主体の活動や世代間交流等地域の活性化を図る取り組みを支援します。

転入者に対して、転入手続きの際に自治会及び行政区への加入を勧めます。また、自治会等未加入者に対して、広報はがや町ホームページ、説明会等で自治会活動の必要性をPRし、自治会等への加入を促進します。

○ 指標

	基準値	目標値
地域ボランティア活動に参加した町民の割合	30.7% (R元)	35.0% (R5)
地域や町民の自主的な活動が盛んである（NSI値）	55.7 (R元)	58.0 (R5)
自治会加入世帯数	3,657世帯 (R元)	3,590世帯 (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 自治振興費

5-2 広報・広聴の充実

○ 現状と課題

まちづくり基本条例に掲げる町民主体のまちづくりを進めるため、行政情報の提供と町民から出された意見・提言等の反映を行っています。

広報はがの発行、町ホームページへの掲載や町内全域に敷設した光の道を活用した芳賀チャンネルの放映により、行政情報や地域情報等を提供しています。また、芳賀チャンネルのデータ放送を使って行政情報や災害情報をお知らせしています。

広域的な情報は、真岡新聞を活用し発信するほか、新聞社・テレビ局等のメディアに情報を提供し、芳賀町の魅力を広く発信しています。

広報はがから情報を得ている町民の割合は約 80%ですが、芳賀チャンネルでは約 40%、町ホームページでは約 25%となっており、町民が必要とする正確な情報をいかに速やかに効率よくお知らせするかが課題となっています。また、多くの行政情報から、必要としている情報を容易に探せるような仕組みにする必要があります。

広聴に関しては、町民と対話する町政懇談会や地区座談会の開催、広報広聴モニター、インターネット等のメディアを利用した意見等の集約を行っています。

○ 方針

- ・ 効果的に情報を提供し、広報機能の充実を図ります。
- ・ 町民主体のまちづくりを実現するため、広聴機能の充実を図ります。

5-2-1 広報・広聴の充実

○ 目標

- ・ 広報機能の充実

「伝わる広報」を目指します。広報はがは、より見やすく、読みやすい紙面づくりに努めます。町ホームページは、きめ細やかな情報をわかりやすく提供するほか、より広く情報伝達を図るため SNS（ソーシャルネットワークサービス）と連携させます。芳賀チャンネルは、より多くの情報を提供するため、町内協力者の育成を進めます。それぞれのメディアに合わせて、地域行事や人物等、町民の興味が湧く情報を地域に密着して取り上げることで、より身近な情報収集のツールとしての利用を進めます。

また、町の新しい話題等を早く広く提供できるよう、庁内の体制を整え情報収集を行い、新聞社やテレビ局等のメディアを積極的に活用し町の魅力を発信します。

- ・ 広聴機能の充実

町政懇談会や地区座談会のほか、適宜アンケート等を実施し、広聴機能の充実を図ります。

○ 指標

	基準値	目標値
広報紙（広報はが）を読んでいる町民の割合	78.4% (R 元)	80.4% (R5)
ホームページから町の情報を入手している町民の割合	25.7% (R 元)	30.0% (R5)
テレビ（芳賀チャンネル）から町の情報を入手している町民の割合	39.8% (R 元)	41.8% (R5)
町政へ町民の声が反映されている（NSI 値）	45.3 (R 元)	52.0 (R5)
新聞社やテレビ局に対し、プレスリリースした町に関する情報件数	30 件 (R 元)	45 件 (R5)

実施計画事業

- ・ 広報発行費、広聴費、ホームページ運営費、光の道ネットワーク管理運営費

5-3 環境調和型社会の構築

○ 現状と課題

町民一人あたりのごみ排出量は、県平均を大きく下回っています。リサイクル率も県平均を上回り、県内上位となっています。町民のごみ分別収集情報の認知度も高く、ごみの減量化に取り組んでおり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動に積極的です。この取り組みが継続的に実施できるよう引き続き支援を図る必要があります。

生ごみについては、ごみ減量化のため堆肥化を推進していますが、今後は、全国的に問題となっている食品ロスを減らすため、家庭等から生ごみを出さない取り組みを推進する必要があります。

不法投棄については、収集量は年々減少傾向にあります。さらに不法投棄防止に向けた取り組みを実施していくことが必要です。特にプラスチックごみについては、「栃木から森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ宣言」に基づき取り組む必要があります。

公害発生防止については、公共河川・農業用水・地下水の水質調査や土壌の分析調査を実施し監視しています。また、芳賀工業団地は、工業団地からの排水、河川・土壌等の検査を実施し、適正値でない場合は指導をしています。

公園施設等の維持管理については計画的に実施していますが、管理施設数が増加するとともに、既存施設の老朽化が進行し修繕件数が増加しています。多様な施設の状況を把握し、安全性及び機能性を保ち快適な利用環境を提供していくためには管理の一層の充実が必要です。

空家、空地については、芳賀町でも増加傾向にあり、合わせて管理されていない物件も増加し、環境や防災等、近隣に悪影響を及ぼしています。

○ 方針

- ・ 廃棄物の減量化・資源化を図る循環型社会を形成するとともに、一般廃棄物の不法投棄及び散乱を防止し、住民の健康と快適な生活環境並びに自然環境を保全するため、「環の町芳賀」の各施策を推進します。
- ・ 環境調査を実施し、安全安心な生活環境を維持します。
- ・ 公園、運動場、雨水調整池等の町有施設を適正に維持管理します。

○ 個別計画

計画名	根拠法令等	計画期間
芳賀町地域新エネルギービジョン	石油代替エネルギー法 新エネルギー利用等の促進に関する 特別措置法	平成 23 年 2 月～
一般廃棄物処理基本計画	循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 26 年 4 月～ 令和 5 年 3 月
芳賀町空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置 法	令和 2 年 4 月～ 令和 11 年 3 月

5-3-1 循環型社会の推進

○ 目標

- ごみの減量化とリサイクルの推進

食品ロスをなくし生ごみを削減する取り組み、容器包装プラスチック回収、資源物回収、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を推進し、地域環境美化指導員と共同してごみの分別の指導啓蒙を行い、地域のごみステーションを適正に管理し、ごみの減量化と資源化（リユース・リサイクル）を図ります。また、ごみステーションからエコステーションへの設置替えを推進します。

- プラスチックごみ対策

不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理をPRします。

○ 指標

	基準値	目標値
町民1人1日あたりのごみ排出量(g)	643g (H30)	600g (R5)
リサイクル率（ごみの総排出量に占める資源化率）	26.6% (H30)	28.5% (R5)
資源物回収団体回収量(t)	480t (H30)	505t (R5)
堆肥化のために持ち込んだ生ごみ量(t)	105.6t (H30)	92.0t (R5)
家庭内でごみの減量化に取り組んでいる	86.9% (H30)	90.0% (R5)

○ 実施計画事業

- 環の町芳賀推進費、プラスチック等回収処理費、生ごみ処理費、ごみ処理費

5-3-2 安全な生活環境の確保

○ 目標

- ・ 生活環境の確保

公共河川・農業用水・地下水の水質調査や土壌の分析調査を実施し、監視を行い安全な生活環境の維持に努めます。

- ・ 環境美化運動の実施

クリーン芳賀環境美化の日を設定し、町民が自ら参加することにより不法投棄防止の意識を高めるとともに、不法投棄のない快適な生活環境の確保を推進します。

- ・ 公害の防止

公害防止協定に基づき、町内立地企業へ立入調査を行い、公害発生を防止します。

- ・ 空家、空地対策の推進

空家、空地については、芳賀町でも増加傾向にあり、合わせて管理されていない物件も増加し、環境や防災等、近隣に悪影響を及ぼしているため、所有者等に指導や勧告を行い安全な生活環境の確保に努めます。

- ・ 森林の適切な保全管理

森林環境譲与税及びとちぎの元気な森づくり県民税を活用し、森林の保全及び適切な維持管理を図ります。

○ 指標

	基準値	目標値
公共用水域環境基準（BOD）を超えた件数	2 件 (H30)	0 件 (R5)
不法投棄の処理量 (t)	4.9t (H30)	4.2t (R5)
空家、空地管理指導件数	45 件 (H30)	30 件 (R5)
森林経営管理制度の参加者数	0 人 (R 元)	8 人 (R5)
環境美化運動の実施により快適な環境が確保されている（NSI 値）	58.3 (R 元)	62.0 (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 公衆衛生費、畜犬登録費、公害対策費、不法投棄防止対策費、し尿処理費、林業振興費、空き家対策推進費

5-3-3 公園施設等の適正な管理

○ 目標

- 公園施設等の安全性・機能性の確保

日常点検を充実し、利用者の安全確保に努めます。遊び場、運動場、雨水調整池等の施設の機能を発揮できる状態を維持します。

都市景観・田園風景に調和した景観を形成するとともに、設備の清潔を保持することで快適な利用環境を提供します。

- 樹木等の適切な維持管理

樹木、芝、草花等、植物の修景的役割と機能を保持します。周辺的生活環境との調和を図ります。樹木を原因とする事故を未然に防止するよう努めます。

○ 指標

	基準値	目標値
公園が適正に維持管理されている（NSI値）	53.2 (R元)	57.0 (R5)

○ 実施計画事業

- 町有施設管理費

5-4 安全安心なまちづくりの推進

○ 現状と課題

交通事故発生件数、負傷者数は全国的にも、本町においても減少傾向にあります。本町の交通事故の特徴をみると、高齢者を中心に田園型事故（芳賀型事故）と称される見通しの良い交差点での事故が多く、死亡事故につながることも多いのが状況です。今後、高齢化が急速に進展する中、いかに高齢者の交通事故を減少させるかが課題です。

本町での刑法犯認知件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、近年は窃盗犯罪が増加しており、高齢者や子ども、女性等が被害者となる傾向があるため、関係機関と連携した防犯に関する教育や啓蒙活動、地域ぐるみの見守り等の対策を進める必要があります。

近年、我が国では異常気象による突発的な大規模な災害が頻繁に発生しており、自然災害の脅威が以前にも増して懸念されています。本町は自然災害が比較的少ない地域ですが、町内には数多くの土砂災害警戒区域が存在しており、大雨時には初動体制を確立するとともに、関係機関と協力しながら行動することが重要となります。また、災害時には迅速で的確な情報提供が必要となることから、情報伝達体制の確立や情報機器の的確な運用を図る必要があります。

さらに、「自助」（自分の身は自分で守る）と「共助」（地域コミュニティによる相互の助け合い）の意識を高め、地域防災リーダーの育成等により、地域防災力の向上を図る必要があります。災害時には実働部隊の中心となる消防団員は不可欠ですが、年々消防団員確保が難しくなっていることから、団員の加入促進や待遇改善、機能別団員の制度導入、消防団の装備改善、教育訓練の充実により、消防体制の強化を図ることが重要です。

○ 方針

- ・ 交通事故のない安全なまちを実現します。
- ・ 犯罪のない安全なまちを実現します。
- ・ 災害に強いまちを実現します。
- ・ 消防体制の充実を図ります。

○ 個別計画

計画名	根拠法令等	計画期間
国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	平成 19 年 3 月～
地域防災計画	災害対策基本法 芳賀町防災会議条例	平成 25 年 3 月～

5-4-1 交通安全・防犯対策の推進

○ 目標

- 交通安全思想の普及、啓発活動

交通教育指導員を中心に関係機関と連携し、幼児、小中学生、高齢者等への交通教育の充実を図ります。各地区交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会等、交通関係団体と連携を図りながら、交通危険箇所の合同点検に取り組み、交通事故の未然防止に努めるとともに、スケアード・ストリート方式による交通安全教室を実施します。また、高齢者等の交通事故を防止するため、運転免許自主返納支援事業を進めます。

- 道路交通環境の整備

交通事故を防止するため、注意喚起の看板を設置するとともに、信号機や指示標識等の設置、通学路周辺におけるゾーン30（※）の指定を真岡警察署に要望し、歩行者等が安心して通行できる道路環境の整備を進めます。

※ ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制をするとともに、その他の安全対策を必要に応じて実施することで、通行する車両の抑制等を図る生活道路対策

- 防犯意識の高揚

広報はがや芳賀チャンネルのほか、防災無線や防災メール等により、犯罪情報を町民に速やかに情報提供するとともに、地域ぐるみで子どもの見守りを実施し、防犯意識の啓発を図ります。

○ 指標

	基準値	目標値
交通事故発生件数／交通死亡事故発生件数	33件／4件 (H30)	30件／0件 (R5)
刑法犯認知件数	47件 (H30)	45件 (R5)

○ 実施計画事業

- 交通安全対策費、防犯対策費

5-4-2 消防・防災機能の充実

○ 目標

- ・ 消防体制の充実

災害時に実働の中心となる消防団員の確保対策を積極的に進めるため、特定の活動のみに出動し、消防団員の活動を補完する役割を持つ、機能別団員を設置します。また、災害時の活動の充実を図るため、消防センター改修等、消防施設の更新、消防資機材等の計画的な整備や常備消防署と消防団の連携強化に努めます。

- ・ 地域防災力の向上

防災の基本は「自助」であることから、非常食の準備や家具の転倒防止等、身を守る取り組みを推進します。また、地域防災リーダーとなる防災士の育成や各地域の自主防災組織と合同での防災訓練を実施する等、「共助」の取り組みを推進し、地域防災力の向上に努めます。

- ・ 危機管理体制の強化

防災用備蓄品の備蓄計画に基づき、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要となる防災用食料及び資機材の備蓄を進めます。また、町で備蓄しなくても、すみやかな対応が図れるよう、生活用品を扱う事業者等との協定の締結を進めます。

○ 指標

	基準値	目標値
消防団員数	201 人 (R 元)	212 人 (R5)
防災訓練を実施した自主防災組織数	14 (R 元)	14 (R5)
災害協定の数	32 (R 元)	36 (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 情報無線管理費、非常備消防費、消防団活動費、消防施設管理費、常備消防費、災害対策費